

静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

(平成 25 年 9 月)

静岡県

静岡県新型インフルエンザ等対策行動計画概要

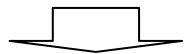
府対策本部が定める基本的対処方針に基づき、県内の新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、国、市町及び指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

県行動計画の体系

政府行動計画
(新型インフルエンザ
等対策特別措置法
(特措法)第6条)



県行動計画
(特措法第7条)



市町行動計画
(特措法第8条)

業務計画
(特措法第9条)

「県行動計画」は、「ふじのくに危機管理計画基本計画」の個別計画「新型インフルエンザ等対策行動計画編」として位置づけ

対策の目的

感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。

- ・流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保
- ・流行のピーク時の患者数等を少なくして医療体制への負荷を軽減、医療体制を強化し、医療提供のキャパシティ(許容量)を超えないようにして、適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

県民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

対策の留意事項

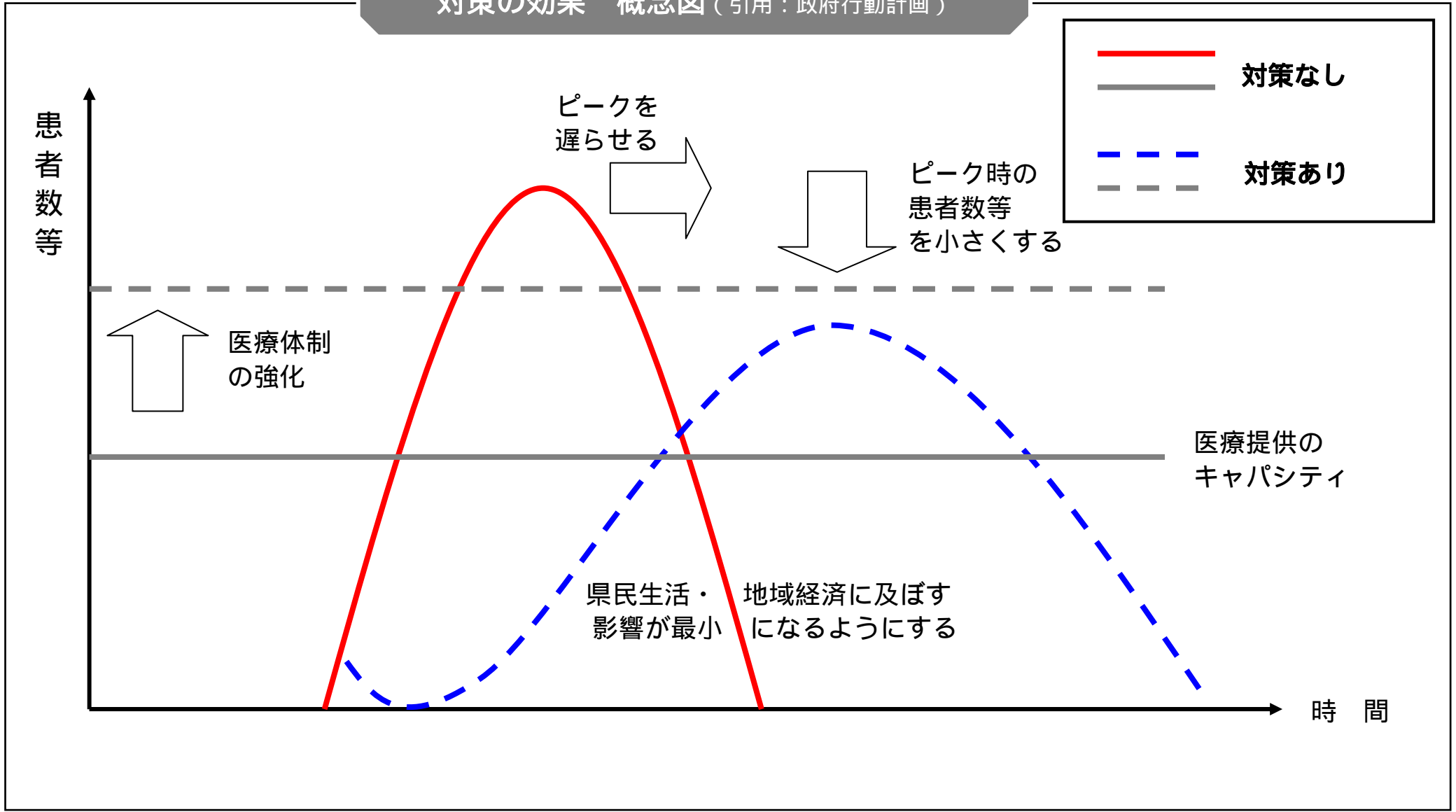
基本的人権の尊重

危機管理としての特措法の性格

関係機関相互の連携協力確保

記録の作成・保存

対策の効果 概念図 (引用：政府行動計画)



対策推進のための役割分担

県、市町、医療機関、指定（地方）公共機関（医療機関、医療関係団体、電気、ガス、鉄道事業者等）、登録事業者（特措法第28条に規定される特定接種の対象）、一般の事業者及び県民は、発生前の準備及び発生時に、概ね次の対策を実施する。



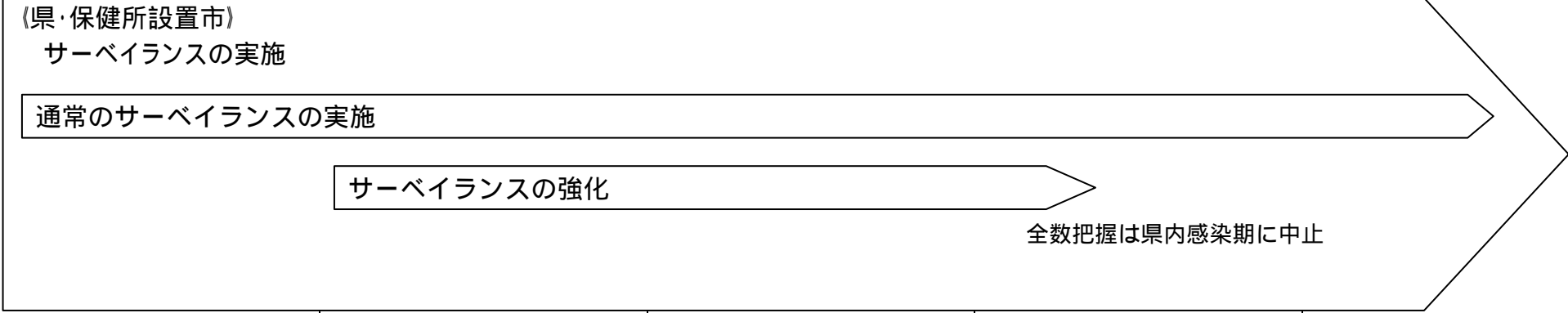

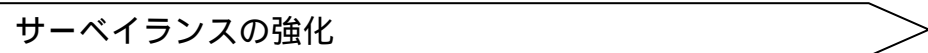

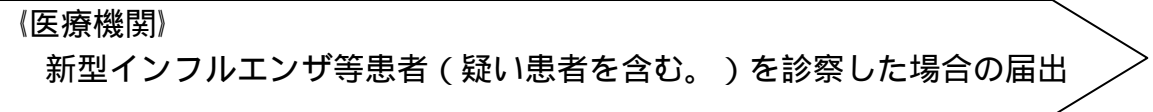
県	<p>県行動計画の作成、 県対策本部の設置、運営、 組織の整備、訓練、 地域医療体制の確保、 予防・まん延防止、 サーベイランスの実施、 県民に対する情報提供、 県民生活及び地域経済の安定の確保、 市町、関係機関との緊密な連携</p> <p>地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められ、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担う。</p>
市町	<p>市町行動計画の作成、 市町対策本部の設置、運営、 組織の整備、訓練、 予防接種体制の確保、 地域医療体制の確保（ ） 予防・まん延防止（ ） サーベイランスの実施（ ） 住民に対する情報提供、 住民の生活支援、 要援護者への支援、 県、近隣市町、関係機関との緊密な連携</p> <p>は保健所を設置する市が行う事項</p>
医療機関	<p>診療継続計画の策定、 院内感染対策、医療資器材の確保等、 地域における医療連携体制の整備、 医療の提供</p>
指定（地方）公共機関	<p>業務計画の策定、 新型インフルエンザ等対策の実施</p>
登録事業者	<p>発生に備えた感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備、 事業の継続</p>
一般の事業者	<p>発生に備えた感染対策の実施、 感染防止のための措置の徹底、 一部事業の縮小</p>
県 民	<p>発生に備えた知識の取得、 季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策の実践、 発生に備えた食料品・生活必需品等の備蓄、 個人レベルでの感染対策の実施</p>

発生段階ごとの想定状況

未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
<p>新型インフルエンザ等が<u>発生していない状態</u></p> <p>海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、<u>人から人への持続的な感染はみられていない状況</u></p>	<p>海外で新型インフルエンザが<u>発生した状態</u></p> <p>国内では、新型インフルエンザ等の患者は<u>発生していない状態</u></p> <p>海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況が想定される。</p>	<p><u>国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状況</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>〈県内未発生期〉 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>〈県内発生早期〉 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</p> </div>	<p>国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</p> <p>感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>〈県内感染期〉 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</p> </div>	<p>患者の発生が減少し、<u>低い水準でとどまっている状態</u></p> <p>大流行は<u>いったん終息している状況</u></p> <p>今後、流行が再燃（流行の次波が再来）する可能性と、結果的にそのまま流行が終息する可能性がある。</p> <p>国は、緊急事態措置の必要がなくなった場合は、<u>「解除宣言」を行う。</u></p>
		<p>新型インフルエンザ等の状況等により、<u>「緊急事態宣言」を行い、対象区域が公示される。</u></p>		

発生段階ごとの対策の概要

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
実 施 体 制	<p>《県》 県行動計画の作成 体制整備及び連携強化</p> <p>市町行動計画、指定（地方）公共機関業務計画の作成支援</p> <p>《市町》 市町行動計画の作成 体制整備及び連携強化</p> <p>《指定（地方）公共機関》 業務計画の作成 体制整備及び連携強化</p>	<p>《県》 政府対策本部が設置されたときは、直ちに県対策本部を設置 県対策本部本部員会議及び対策会議の開催</p>			<p>《県》 政府対策本部が 廃止されたときは、 県対策本部 を廃止</p> <p>《県》 対策を評価、行 動計画等の見直 し</p> <p>【緊急事態宣言解除】</p> <p>《市町》 遅滞なく 市町対策本部 を廃止</p>
			<p>《県》 必要があるときは、対策本部に方面本部 を設置し、市町、保健所等と連携</p>		
		<p>《県・保健所設置市・市町》 国の基本的対処方針に基づき対策を実施</p>			
		【緊急事態宣言発令】			
				<p>《県》 他の都道府県による 代行、応援等の措置 の活用 市町の代行、応 援等の措置の 実施</p>	
			<p>《市町》 直ちに市町対策本部を設置</p>		
				<p>《市町》 他の地方公共団体 による代行、応援等 の措置の活用</p>	

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
サーベイランス・情報収集	(県・保健所設置市) 情報収集 				
	(県・保健所設置市) 調査研究 				
	(県・保健所設置市) サーベイランスの実施 				
	通常のサーベイランスの実施 				
	サーベイランスの強化  全数把握は県内感染期中止				
	(市町) 学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学校閉鎖等)を調査、県へ報告 				
(医療機関) 新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む。)を診察した場合の届出 					



	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
予 防 ・ ま ん 延 防 止	<p>《県・市町》 個人における対策の普及</p>	<p>《県・保健所設置市》 患者・濃厚接触者対応、検査等</p> <p>準備 → 実施</p>			
	<p>《県・保健所設置市》 地域・職場対策の周知</p>	<p>《県》 県警による警戒活動 (検疫、密入国)</p>	<p>《県・保健所設置市》 住民、事業所、福祉施設等への感染対策の要請 事業所への従業員の健康管理、受診勧奨の要請 学校設置者に臨時休業の適切な実施を要請 感染対策強化</p>		
	<p>《県》 ワクチン供給体制</p> <p>体制整備 → 実施</p>				
	<p>《県・市町》 特定接種体制の構築</p>	<p>《県・市町・登録事業者》 職員・従業員への特定接種の実施</p>			
	<p>《県・市町》 特定接種を行う登録事業者に関する国への協力</p>	<p>《市町》 住民接種の実施（新臨時接種（法第6条第3項））</p> <p>準備 → 実施</p>			
		【 緊 急 事 態 宣 言 発 令 】			
	<p>《市町》 住民接種体制の構築</p>	<p>《市町》 住民接種の実施（臨時の予防接種（法第6条第1項））</p> <p>準備 → 実施</p>			
			<p>《県》 外出自粛要請 施設の使用制限（学校保育所等、公衆衛生上の問題が生じている施設） 感染対策徹底の要請</p> <p>国内感染期以降は、患者数増加に伴い医療体制の負荷が過大となる特別な場合</p>		

